

〔別紙〕 高等学校等就学支援金の所得額計算例

高校は、中学校と違い義務教育ではないので、鹿児島県の条例で授業料を支払うことになっています。

※1

ただし、所得制限の範囲内であれば保護者によって国が負担する制度（高校無償化）があります。本校では、約9割の保護者の皆さんにこの制度を活用いただいています。

※1「高等学校等就学支援金制度」を活用するためには申請手続が必要です。

また、金額は授業料の額が上限ですので、現金等が給付されることはありません。

なお、高校無償化には世帯の所得制限がありますので、それに該当しない場合は授業料の全額を支払うことになります。

それでは、所得制限の範囲内かどうかを確認できる計算方法を説明します。

【計算事例】共働きの高校無償化の所得制限はいくらまで？計算方法は？

（ホンネの疑問）

お給料はなかなか上がらないのに、教育費はどんどん高くなっていく・・・
説明資料は文字が多いし、高校無償化とは言うけれど所得制限の額や、年収も「目安」と書いてあるのでよくわからない。
うちは共働きで目安は超えちゃってるからもう駄目なの？
実際は何を見てどうやって計算したらいいの？ という疑問がありませんか。

【所得制限の計算の仕方】

パンフレットなどには年収の目安が書いてありますが、共働きだったり控除が多かったりする場合はこの年収は当てになりません。

正確な計算（「算定基準額」といいます。）は、

『市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額』で計算します。

共働きの場合は、夫と妻のそれぞれの計算結果の合計が30万4200円未満であれば就学支援金の対象となります。では、計算の仕方を説明しましょう。

計算をするためには、住民税の通知書（毎年6月ごろに勤務先から交付される）を使います。これがない場合は、市役所等で課税証明を取得したり、マイナンバーでも確認できるので、必ず事前に準備してください。

課税通知書が準備できたら、別紙の「計算表」に指定の項目の数字を入れて試算しますが、次の説明でどこに何があるかを説明します。

まず1枚目（夫の分）の通知書を見てみましょう。

ア 黒い太枠の部分が「課税標準額」です。

この金額に6%をかけ、そこから市町村民税の調整控除の額を差し引きます。

イ 調整控除は⑤の税額控除の一部です。ですが、この⑤は調整控除以外の税額控除も合計されて記載されています。主には「ふるさと納税」や「住宅ローン控除」の額がこの⑤に入っているため、調整控除の額が見えない場合があります。

ウ この例では、摘要欄に書いてある控除の内訳を見てください。

今回の例では⑤23,500円のうち22,000円がふるさと納税（寄付金控除）なので、それを差し引いた差額の1500円が調整控除の金額だということが分かります。

そのため、「 $2,203,000円 \times 6\% - 1500円 = 130,680円①$ 」が夫の分の所得区分の基準となります。

（注意）

住民税の決定通知書で調整控除の額がわからない。けれど、どうしても知りたいときはお住まいの市町村役場で確認できます。

住民税の課税明細などを取り寄せると明細が書かれていることもあります（様式が市町村で違いますので何を知りたいか先ず聞いてみましょう）。

次に2枚目（妻の分）の通知書を見てみましょう。

ア こちらは⑤の税額控除は調整控除のみで1500円です。

イ 所得区分の金額は「 $2,071,000円 \times 6\% - 1500円 = 122,760円②$ 」です。

【計算の結果】

共働きの場合は夫婦それぞれの金額を合算しますので、

①130,680円+②122,760円=253,440円。となります。

結果、このご家庭の所得区分を判定する金額は30万4200円未満なので就学支援金の対象となります。期限内に、就学支援金の申請をしましょう。

※ ポイント

夫の所得=599万2500円

妻の所得=438万7000円 合計=1037万9500円

（両親共働きの目安では、約1030万円までが就学支援金の対象者です。）

パンフレット（資料）で見ると、計算例の共稼ぎ家庭では、就学支援金の対象となる年収の目安は「子1人」で「1030万円未満」となっています。

ですが、この例のご夫婦の年収は二人合わせて実際は「1030万円」を超えています。要するに、目安の年収だけでは判断できない場合があります。

所得制限にかかりそうな収入のときは、概算の年収ではなく正式な計算式から算出して折角の無償制度を活用いただきたいと思います。

（参考）年収が目安より多いにもかかわらず支給が受けられる理由は、税金計算から差し引くことができる「所得控除」の金額が大きいことが考えられます。

所得控除には「生命保険料控除」「社会保険料控除」「扶養控除」など、合わせて15種類あることも理解しましょう。

〔資料：文部科学省（高校の授業料無償化が該当する世帯年収とは）〕

文部科学省では、授業料が無償化となる目安、つまり支援金を利用できる所得基準に相当する年収の目安を以下のように公表しています。

↓（県立学校への適用） ↓（私立学校への適用）

・両親共働きの場合

子どもの数	11万8,800円の支給の対象	39万6,000円の支給の対象
子1人（高校生）	～約1,030万円	～約660万円
子2人（高校生・中学生以下）	～約1,030万円	～約660万円
子2人（高校生・高校生）	～約1,070万円	～約720万円
子2人（大学生・高校生）	～約1,090万円	～約740万円
子3人（大学生・高校生・中学生以下）	～約1,090万円	～約740万円

※給与所得以外の収入はないものとし、両親の収入は同額とする。

※扶養控除及び特定扶養控除については、全て一方の親の控除として扱っている。

↓（県立学校への適用） ↓（私立学校への適用）

・両親のうち一方が働いている場合

子どもの数	11万8,800円の支給	39万6,000円の支給
子1人（高校生）	～約910万円	～約590万円
子2人（高校生・中学生以下）	～約910万円	～約590万円
子2人（高校生・高校生）	～約950万円	～約640万円
子2人（大学生・高校生）	～約960万円	～約650万円
子3人（大学生・高校生・中学生以下）	～約960万円	～約650万円

※給与所得以外の収入はないものとする。

※年収の目安について、両親の内、非生計維持者は、配偶者控除対象となっている場合。